平成２４年（フ）第１５５号
宮崎県小林市須木下田1394番地１
債務者　片地　洋平
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４６号
広島県福山市沖野上町４丁目22番30―403号、旧住所広島県福山市草戸町２丁目６番１号
債務者　平田　艾仁
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４５号
広島県福山市沖野上町４丁目22番30―403号、旧住所広島県福山市草戸町２丁目６番１号
債務者　平田　昌子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７５号
岩手県陸前高田市広田町字黒崎117―１、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1121番地
債務者　津嶋喜久也
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４９号
愛知県豊橋市牛川通２丁目３番地５　101
債務者　横地　直行
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　伸泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３２２号
函館市万代町１番26号
債務者　大槻　佳代
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３２８号
函館市富岡町２丁目17番16―101号
債務者　佐藤　康臣
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２６５号
香川県高松市牟礼町牟礼2457番地　エルディムレイ104号室
債務者　真部　伸一
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第８７号
島根県出雲市知井宮町501番地５　エムテーハウス103
債務者　保田　厚司
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後４時40分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４１７号
愛知県岡崎市赤渋町字西河原29番地１　アメニティパーク102
債務者　夏目美智敏
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２７号
釧路市白金町23番151号　ハイツテクノス506
債務者　柴田かおり（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２４７号
釧路市松浦町13番20号　ラ・カーサ１―Ｂ
債務者　桶屋　朝男
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第７３２号
岡山市中区藤崎690番地３　メゾン藤崎201号、申立時の住所岡山市中区藤崎556番地23
債務者　藤森　則子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７２号
岡山市南区藤田329番地22
債務者　川髙　規彰
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７８号
岡山市中区山崎132番地１グリーンコーポＡ102
債務者　竹原　浩己
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部